

令和元年度第10回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和2年1月10日（金） 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 10名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	村田 和久
神谷 貢	野中 利彦	井土 光徳	木原 緑
大村 武彦	門司 雅門		

欠席委員 2名

青柳 政士 早苗 泰博

4. 委員会に附した議案

議案第 24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 25号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 事務局出席者

秋武 重成 秦 啓 三並 裕紀

議長 　　ただ今より第10回定例農業委員会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 　　おはようございます。

議長 　　現地確認について事務局説明をお願いします。

事務局 　　現地確認は1件になります。農地法5条の申請になります。手野字大井1349番1以上になります。

議長 　　はい、それではさっそく現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 　　それでは再開致します。議事に入ります前に、本日の議事録署名人を6番の野中委員、7番の木原委員よりしくお願い致します。それでは議事に入らせて頂きます。議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　　議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。令和2年1月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原 一男 今回1件になります。申請地は2筆になっております。譲受人、譲渡人は以下の通りとなっております。申請地につきましては手野字松尾842番、地目は畑、面積は322㎡、区分が農振白地。もう1つが手野字雪仙795番、地目は畑、面積が252㎡、農振白地です。譲受人の経営面積が54a。目的は所有権移転です。この農地につきましては、既に譲受人が管理を実際していた農地となります。今回、第3条によって名義変更をする運びとなっております。P2、P3をお開きください。こちらが位置図ですね。P3に付近見取図をつけています。先ほど5条で申請の現地を見ましたが、その近くの農地です。こちらにつきましては、現状畑で、段差がありますが、譲受人の方がきれいに管理されていて、畑として利用されております。別紙の第3条調査書をご覧ください。第1号から7号まで順に説明致します。第1号で、譲受人は農地で水稻とみかんを作付されております。機械につきましてはトラクター、田植え機、耕運機を各1台ずつお持ちです。家族につきましては、本人、奥様、長男の3人で耕作されているというところで、全ての農地を効率的に利用できるということで〇と致しております。2号、3号につきましては適用なしとなっております。4号につきましては、譲受人は本人、耕作従事が200日で、必要な日数150日を超え、〇としております。5号につきましては、譲受人が耕作する農地、今回2筆合わせて54aで下限面積を超えているため〇としております。6号は該当なしで、7号につき

ましても、本人の耕作歴が30年を超えており、現在まで支障なく、今後も支障なしと見込まれるため、○としております。以上になります。

議長 議案第24号につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら議案第24号ご承認いただける方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは続きまして、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和2年1月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男 こちら、先ほど見ていただいた農地となっております。譲受人、譲渡人が以下の通りとなっております。申請地が手野字大井1349番地1、地目が畑、面積が993㎡、区分は農振白地となっております。権利内容は所有権移転、目的としましては太陽光発電パネルの設置です。P5に先ほど見ていただいた位置図、P6、P7が付近見取図などを載せております。P8が現況平面図、P9に利用計画図、横に見て頂き、上のほうに、断面図等載せております。利用計画図が下の通りです。雨水については、先ほどご説明しましたが、水色の矢印に沿って、奥から道側の方に流していく計画をされています。表面は凸凹があったと思いますが、そちらをならして、碎石で埋め、その後コンクリートで流して平らにします。被害防除は、上下の、境界にコンクリートを20cmほど高く盛って、隣地に雨水が流れないように計画されています。こちら、傾斜が、右手から左の方に向かってつけており、雨水を流す計画です。周囲には、1m50cmのメッシュフェンスを張り、被害防除を行うところで計画がされております。別紙の、チェック表をご覧くださいと思います。こちら立地基準につきましては、第2種農地となっております。2種農地としまして他の土地2ヶ所について総合的に検討したが、日照等に支障があり事業に供する土地としては不採用というところで、代替地検討した結果、不採用というところで、OKとしております。2番 一般基準につきまして、こちら1番から9項目ですけど、まず1項目につきましては資金計画・残高証明によって確認を取っております。2番につきましても登記簿・農家台帳で確認を取っております。3番につきましても事業計画によって許可後着工を行いまして3月に完了予定であり、OKとしております。4番、5番は該当なし。6番につきましては計画の妥当性で○としております。8番につきましても、給水、汚水につきましては特にありませんので雨水のみで、先ほどご説明致しましたが、被害防除を行いつつ水路に流すため、○とさせていただきます。9番は一時転用ではありませんので該当なしとなります。以上になります。

議長 それでは議案第25号につきまして当該委員さん、何かご意見がございましたら。

俵口委員 生産組合の方といたしましては、結局雨水による土壌の流出ということを極力無くしてもらうように、中もすべて、コンクリートで、このP9の図のように周りを高くして、土羽に関しましては現在の草によって土壌の流出を押さえるという形で計画されており、生産組合としては許可されています。今のところ問題ないと思いますので審議の方よろしくお願ひします。

議長 それでは他の委員さん、何かご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたら議案第25号ご承認いただける方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それではその他のところにいきたいと思います。

事務局 その他に入ります。その前に私が先月失念しておりました早苗さんからのお問い合わせの件で、早苗さん本日お休みですので、早苗さん本人には再度ご連絡させていただきたいと思ひます。農地の境界に、塀など設けるのは、許可があるのかという内容のご質問でしたが、その件につきましては、耕作を行う者が自ら耕作する他の農地の保全・利用の増進のためなど、また、耕作用の道路・水路等に転用する場合は許可不要ということになっております。また、塀を設け、その農地を農地以外にするということであれば農地転用で許可があるというところですが、実際塀を設けてもその農地は農地として扱うのであれば問題なしで、許可不要となっておりますのでご回答させていただきたいと思ひます。

【その他の事項】

その他

1. 日程について

○JA円滑化事業から農地中間管理事業への移行手続き説明会

日時 令和2年1月18日(土) 9:30～

場所 遠賀町コミュニティーセンター

参集 農業委員・最適化推進委員

○令和元年度福岡県農業委員会研修大会

日時 1月28日(火) 13:00～15:30

集合 役場玄関10:50、11:00発

場所 福岡国際会議場

参集 農業委員・最適化推進委員

内容 地域での協議を有効に進めるためのポイントについて

講師 全国農業会議所専門相談員 澤畑 佳夫 氏

○令和元年度福岡県農業会議中間遠賀地区研修会

日時 令和2年2月6日(木) 16:30～

(送迎バス利用…16:00発)

場所 ぶどうの樹

参集 農業委員・最適化推進委員

内容 農業を発展させるために必要なものは何か

講師 前農水省事務次官 奥原 正明 氏

2. 次回の日程について

日時 2月10日(月) 9:30～

場所 岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第10回の定例農業委員会を終わらせて頂きます。起立、礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
